

作業基準

本島～丸亀航路 (本島～里浦～丸亀間)
(旅客船 にじまる用)

平成18年12月1日

令和4年10月1日

令和 年 月 日

本島汽船株式会社

作業基準

目次

| | |
|---------------------------|---|
| 第 1 章 総則 | 1 |
| 第 1 条 目的 | 1 |
| 第 2 章 作業体制 | 1 |
| 第 2 条 作業体制 | 1 |
| 第 3 条 陸上作業指揮者の所掌 | 1 |
| 第 4 条 船内作業指揮者の所掌 | 2 |
| 第 3 章 危険物等の取扱い | 2 |
| 第 5 条 危険物等の取扱い | 2 |
| 第 4 章 乗下船作業 | 2 |
| 第 6 条 乗船待ちの旅客の整理 | 2 |
| 第 7 条 旅客の乗船 | 2 |
| 第 8 条 離岸、離桟準備作業 | 3 |
| 第 9 条 離岸、離桟作業 | 3 |
| 第 10 条 船内巡視 | 3 |
| 第 11 条 着岸、着桟準備作業 | 3 |
| 第 12 条 着岸、着桟作業 | 3 |
| 第 13 条 係留中の保安 | 4 |
| 第 14 条 下船準備作業 | 4 |
| 第 15 条 旅客の下船 | 4 |
| 第 16 条 下船の終了 | 4 |
| 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知 | 4 |
| 第 17 条 乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知 | 4 |
| 第 18 条 乗船旅客に対する遵守事項等の周知 | 4 |

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることが出来る。

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

(1) 陸上作業

① 乗下船する旅客の誘導

| | | |
|-------|-----|----|
| 旅客誘導係 | 本島港 | 1名 |
| | 丸亀港 | 1名 |

② 乗下船用人道橋の操作

| | | |
|--------|-----|----|
| 人道橋操作係 | 本島港 | 1名 |
| | 丸亀港 | 1名 |

③ 船舶の離着岸桟時の綱取り、綱放し

| | | |
|----------|-----|----|
| 綱取り、綱放し係 | 本島港 | 1名 |
| | 丸亀港 | 1名 |

④ 乗船待機中の旅客の誘導

| | | |
|----------|-----|----|
| 旅客待合所整理係 | 本島港 | 1名 |
| 旅客待合所整理係 | 丸亀港 | 1名 |

(2) 船内作業

① 乗下船する旅客の誘導

| | |
|-------|----|
| 旅客誘導係 | 1名 |
|-------|----|

ただし、陸上作業員は二つ以上の作業区分を兼務して差し支えない。

2 陸上作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標章をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者（運航管理補助者）の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

① 乗船待機中の旅客の整理

② 乗下船する旅客の誘導

③ 船舶の離着岸、離着桟時の綱取り、綱放し並びに乗客乗降用施設（人道橋）等の操作

④ その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- ① 旅客の乗下船時の誘導
- ② 船舶の離着岸、離着桟時における旅客の乗降用施設の操作
- ③ その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運送約款に定めるところにより運送しない。

- 2 当社は、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の運送は引き受けない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者（運航管理補助者）又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者（運航管理補助者）に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 船客待合所整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸、離着桟作業、等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 旅客の乗船は、原則として離桟20分前から乗船作業を開始する。

- 2 離桟20分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に、旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理者（運航管理補助者）及び船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸、離桟準備作業)

第8条 陸上作業指揮者は、原則として離岸又は離桟時刻の2分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、

船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。

- 2 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 3 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。
①乗船旅客数

(離岸、離桟作業)

第9条 陸上作業指揮者は、離岸、離桟準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）

とともに、見送り人等が離岸、離桟作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁又は桟橋上の状況が離岸、離桟に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸離桟、出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第10条 船内巡視は、別項「船内巡視規定」に定める要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して、前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を 船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

別項 船内巡視規定

- 1 船内の巡視は出港配置解除後直ちに行う。
 - ① 原則として船内巡視は、出入港当直者が出港後行うものとする。
 - ② 荒天時等においては、適宜巡視回数をふやし前項以外の巡視を行う。
 - ③ 巡視員は、巡視経路により記録簿に記載された事項を点検し、異常の有無を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸、着桟準備作業)

第11条 運航管理者（運航管理補助者）は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸又は着桟準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸又は着桟時刻 10 分前までに綱取り作業及びタラップ（人道橋）の架設等に必要な作業員を配置し、着岸又は着桟準備を行う。

(着岸、着桟作業)

第12条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の投綱又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう 十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第13条 船長及び運航管理者（運航管理補助者）は、係留中、旅客の安全に支障のないようタラップ（人道橋）の係留方法並びに人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第14条 船長は、船体が完全に着岸又は着桟したことを確認した後、船内作業員に下船のために、必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業員は、適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第15条 船内の旅客係員は船内作業指揮者の指揮を受け、旅客乗降用舷門にあってタラップ（人道橋）の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第16条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して人道橋を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者（運航管理補助者）及び船長に報告する。

第5章 旅客の順守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 運航管理者（運航管理補助者）は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。）

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第18条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号・避難経路等）
- (4) 病気・盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 高速航行中におけるシートベルトの着用
- (6) その他旅客が遵守すべき事項
 - ①下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - ②航行中に止む無く移動する場合は、手すりにつかまるなど足元の安定をはかる事。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

以上

